

## 第 10 章 補則

(農業経営収入保険に移行する者の共済掛金及び賦課金の返還)

第 289 条 組合員は、農業経営収入保険に加入しようとするときは、共済関係を解除することができる。この場合において、当該解除の日（個人にあつては 12 月 31 日、法人にあつては事業年度開始日の前日）の翌日以後に共済責任期間（家畜共済にあつては共済掛金期間）が終了するものの共済掛金については、この組合は、農作物共済、果樹共済及び畑作物共済にあつてはその全額、家畜共済及び園芸施設共済にあつては共済責任期間の未経過部分に相当する金額を日割で計算した金額を組合員に返還するものとする。

2 前項の場合は、この組合は、組合員が支払った賦課金を、農作物共済、果樹共済及び畑作物共済にあつては月割、家畜共済及び園芸施設共済にあつては日割で計算した金額を組合員に返還するものとする。

## 別表第1号(第2条関係)

## 農機具共済の共済目的及び耐用年数表

種 類	機 種	耐用年数
原動機	モーター、エンジン(ガソリン・ディーゼル)	7
トラクタ	乗用トラクタ、耕運機、管理機、テラー	7
耕運整地及び耕土改良用機械	ロータリー、すき(プラウ)、砕土機(ハロー)、溝堀機、心土破碎機(サブソイラー)、ドレーナー、代かき機、トレンチャー、畦塗り機、均平機、培土機、畝立機、鎮圧機(ローラー)	7
栽培管理及び施肥・播種並びに移植機	堆肥散布機(マニユアスプレッダ)、肥料用石灰散布機(ライムソフ)、ブロードキャスト施肥播種機、育苗機、中耕除草機、カルチベータ、マルチャ、マルチはぎ機、草刈機、散水機(スプリンクラ)、自走・けん引式移植機、田植機	7
防除用機械	走行式防除機・走行式無人防除機、スピードスプレーヤ、動力噴霧器、土壤消毒機、煙霧機、ミスト機	7
米麦収穫乾燥調整機械	バインダー、自脱コンバイン、普通コンバイン、脱穀機(ハーベスタ含む)、米麦乾燥機、糶摺り機、低温・予冷貯蔵庫、精米又は精麦機	7
野菜・果樹・特用作物収穫、乾燥調整機械	掘取機・収穫機、茶摘採刈取機、脱粒選別機、洗浄機、乾燥機、製粉粉碎機、選果機、ワックス処理機、結束・包装機、予冷低温貯蔵庫、調整加工機	7
飼料作物生産収穫調整用機械	ヘイコンディショナー・ヘーテッダー、レキュメイカー、ベールラッパー、ベールローダ、カッター、モアコンディショナー、ヘーベータ、フォーレッジハーベスタ	7
家畜飼料管理用機械	ミルクカー、バーンクリナー、飼料混合・配合機	7
運搬・搬送用機械及びその他	運搬車、作業車、トレーラー、モノレール、フロントローダ、ミニローダ・ショベル、高圧洗浄機	7

## 別表第2号 (第221条関係)

## 経年減価残存率表

耐用年数 経過年数	7年
1年未満	100%
1年	87.14
2年	74.29
3年	61.43
4年	48.57
5年	35.71
6年	22.86
7年	10.00

## 別表第3号 (第210条第2項関係)

第16条第3項及び第4項の規定による通知の遅延期間	割合
1か月以上3か月未満	10%
3か月以上6か月未満	20%
6か月以上1年未満	30%
1年以上	100%
事故発生通知時において既に損傷箇所が復旧されていること及び事故発生通知が遅れたことにより損害評価(損傷箇所の確認)が不可能となった場合	100%

## 別表第4号 (第211条第6項関係)

オイル、グリス、バッテリー、バッテリー液、不凍液、クーラント類、ウオーターポンプ、フィルター・エレメント・ストレーナ類、電球、ヒューズ・プラグ、ブレーキ、ベルト類、タイヤ、クラッチ・附属部品(走行、PTOクラッチ、カムクラッチ等)、耕運爪、ゴムロール、刃、ネジ・ボルトナット類、ワイヤー類、こぎ刃、植付爪、カッター

別表第5号(第211条第8項関係)

消耗部品に準じる部品	損害のうち災害共済金を支払う責めに任じない割合
クローラ(新規購入又は交換からの使用期間が1年以内かつ100時間以内)	25%
クローラ(新規購入又は交換からの使用期間が2年以内かつ200時間以内)	40%
クローラ(新規購入又は交換からの使用期間が3年以内かつ300時間以内)	55%
クローラ(新規購入又は交換からの使用期間が4年以内かつ400時間以内)	70%
クローラ(新規購入又は交換からの使用期間が5年以内かつ500時間以内)	85%
クローラ(新規購入又は交換からの使用期間が5年超え若しくは500時間超え)	100%

別表第6号(第233条第2項関係)

通常すべき点検整備、保守・管理及び操作を行っていれば損害の防止又は軽減をすることができたと認められる場合	削減割合
燃料装置の作用不良により生じた事故 燃料漏れが原因による事故	30%
オイル不足、漏れ、汚れにより生じたエンジンの焼付き等の事故	100%
冷却水の不足、ファンベルトの調整不足により生じたエンジンの焼付き等の事故	100%
シリンダーライナー、ピストンリングの摩耗、エアークリーナの性能低下により生じた事故	30%
ベルト、チェーンの調整不足、回転軸及び軸受けの磨耗等により生じた事故	30%
ブレーキ、駐車ブレーキ、ハンドル、クラッチ等の不良により生じた事故 クローラ、タイヤの不良により生じた事故 リム・ハブのボルト、ナットの脱落及び緩み等により生じた事故	50%
変速装置の異常により生じた事故 部品の緩み、脱落等により生じた事故	30%
油圧レバーの作動不良により生じた事故 指定された以外のアタッチメントや作業機により生じた事故	50%
作業油の油量不足によって生じた事故 作業油漏れ、油圧装置の作動不良等による事故	50%

別表第7号 (第233条第2項関係)

事故形態により損害の防止又は軽減をすることができたと認められる場合	削減割合
立木、木の枝、支柱、畦畔、建物及び車両等の一部等視野に入る物への接触等 コンバインのオーガの未収納による事故 積載物制限違反により生じた事故	30%
暗がりの中の作業による事故 運転席を離れている間の機械の移動による事故 機械内に工具や鎌等を置き忘れたことによる事故 エンジン始動時のギヤのはずし忘れ等による事故 公道上の徐行場所での徐行違反等によって生じた事故	40%
公道上での合図不履行により生じた事故 欠陥、摩耗、腐食、さび、その他の自然消耗によって生じた事故	50%
公道上での法令違反等により生じた事故	100%
上記項目以外の稼働中及び移動中の事故	20%

別表第8号 (第233条第2項関係)

事故発生日から過去1年間に同一加入者かつ同一農機具に複数回の事故が発生しており、2回目以降の損害の防止又は軽減をすることができたと認められる場合	
事故回数	削減割合
2回	10%
3回	30%
4回以上	50%

(注) 事故回数については、次の原因による事故を回数に含めない。  
自然災害、火災、落雷、第三者によるいたずら

附 則

この共済規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 1 月 23 日認可、高知県指令 26 高協指第 506 号)

- 1 この共済規程の変更は、平成 27 年 2 月 1 日から施行し、平成 27 年 2 月 1 日以後に共済責任期間を開始する共済関係について適用し、同日前に共済責任期間の開始する共済関係については、なお従前の例による。
- 2 次の各号に掲げる共済関係は、第 118 条第 1 項又は 133 条第 4 項の規定にかかわらず、組合員との協議により、当該各号に定める日から共済責任期間を始めることができる。

(1)平成 27 年 1 月 31 日までに成立している園芸施設共済の共済関係

平成 27 年 2 月 1 日

(2)平成 27 年 2 月 1 日から同年 2 月 28 日までの間に成立している園芸施設共済の共済関係

当該共済関係が成立した日の翌日

- 3 前項各号に掲げる共済関係に係る組合員負担共済掛金の払込期限（組合員負担共済掛金の分割払込みが認められている場合にはその第 1 回目の払込期限）は、第 121 条第 1 項（第 1 回目の組合員負担共済掛金にあつては、第 134 条第 3 項）の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 10 日までの間で組合員との協議により定められた日とする。
- 4 組合員が正当な理由がないのに前項の規定による払込みを遅滞したときは、この組合は、当該園芸施設共済の共済関係を解除するものとする。
- 5 組合は、前項の規定により共済関係を解除した場合には、解除がされた時までに発生した共済事故による損害を補填する責任を負わない。

附 則 (平成 27 年 3 月 31 日認可、高知県指令 26 高協指第 629 号)

この共済規程の変更は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 6 月 30 日認可、高知県指令 27 高協指第 169 号)

この共済規程の変更は、平成 27 年 6 月 30 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 31 日認可、高知県指令 27 高協指第 610 号)

- 1 この共済規程の変更は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 施行日以前に共済期間の開始する農機具共済の共済関係については、なお従前の例による。

附 則 (平成 28 年 6 月 30 日認可、高知県指令 28 高協指第 141 号)

- 1 この共済規程の変更は、高知県知事の認可のあった日から施行する。ただし、この共済規程の変更の施行の日前においても、変更後の第 170 条第 1 項の規定の例により、この組合は、建物総合共済（平成 28 年 4 月 1 日以後に共済責任期間を開始するものに限る。）について収容農産物補償特約（同項に規定する収容農産物補償特約をいう。以下同じ。）をすることができる。
- 2 この共済規程の変更の施行の日から平成 29 年 3 月 31 日までの間は、変更後の第 170 条第 1 項の規定にかかわらず、この組合は、建物総合共済の共済責任期間の開始後においても、組合員の申出により収容農産物補償特約をすることができる。
- 3 組合員は、前項の申出をしたときは、この組合の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して 2 週間以内に、収容農産物補償特約に係る共済掛金及び事務費賦課金をこの組合に払い込まなければならない。

附 則 (平成 29 年 1 月 16 日認可、高知県指令 28 高協指第 471 号)

この共済規程の変更は、平成 29 年 1 月 16 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 31 日認可、高知県指令 28 高協指第 613 号)

この共済規程の変更は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 6 月 27 日認可、高知県指令 29 高協指第 168 号)

この共済規程の変更は、高知県知事の認可のあった日から施行し、同日又は平成 29 年 7 月 1 日のいずれか遅い日以後に共済責任期間の開始する共済関係について適用し、同日前に共済責任期間の開始する共済関係については、なお従前の例による。

附 則 (平成 30 年 3 月 29 日認可、高知県指令 29 高協指第 678 号)

1 この規程の変更は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 変更後の規定は、平成 31 年産の農作物に係る農作物共済の共済関係、平成 31 年 1 月 1 日以後に共済責任が始まる家畜共済の共済関係並びに同日以後に共済責任期間が開始する果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の共済関係から適用するものとし、平成 30 年産の農作物に係る農作物共済の共済関係、同日前に共済責任が始まる家畜共済の共済関係並びに同日前に共済責任期間が開始する果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の共済関係については、変更前の共済規程 (第 7 章を除く。以下「旧共済規程」という。) の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧共済規程第 1 条中「農業災害補償法」とあるのは「農業災害補償法の一部を改正する法律 (平成 29 年法律第 74 号) による改正前の農業災害補償法」とする。

3 変更後の農作物共済の一筆方式に係る規定は、平成 33 年以前の年産の農作物に係る共済関係に限り、適用するものとする。

4 家畜共済にかかる共済関係 (平成 30 年 6 月 28 日時点において成立しており、共済責任が開始していないものに限る。) であって、組合員負担共済掛金の払込期限が同年 6 月 28 日から同年 10 月 30 日までの間に満了するものについては、なお効力を有することとされた平成 30 年 3 月 31 日時点の共済規程 (以下「旧共済規程」という。) 第 58 条第 1 項の規定にかかわらず、組合員負担共済掛金の払込期限を同年 10 月 31 日とする。

5 前項の共済関係 (旧共済規程第 52 条第 2 項の規定に基づき特定の日に関済責任が始まる旨を定めていない場合に限る。) に係る共済責任は、旧共済規程第 52 条第 1 項の規定にかかわらず、組合員との協議により、次に掲げる日から 1 年間とする。

(1) 平成 30 年 6 月 28 日時点において当該共済関係が成立している場合は、同年 6 月 28 日

(2) 平成 30 年 6 月 29 日から同年 10 月 23 日までの間に当該共済関係が成立している場合は、当該共済関係が成立した日

6 家畜共済に係る共済関係であって、共済掛金期間が平成 30 年 6 月 14 日から同年 10 月 16 日までの間に満了するものについては、旧共済規程第 58 条第 4 項の規定にかかわらず、当該満了の日の翌日から同年 10 月 31 日までの期間を組合員負担共済掛金の支払の猶予期間とする。

7 この組合が家畜共済に係る共済関係について、平成 30 年 6 月 14 日から同年 6 月 28 日までの間に旧共済規程第 10 条第 2 項 (同条第 9 項において準用する場合を含む。) の承諾をした場合にあつては、譲受人の住所地に係る共済掛金

率が譲渡人の住所地に係る共済掛金率を超えるときは、旧共済規程第 58 条第 5 項の規定にかかわらず、組合員負担共済掛金の差額の払込期限を同年 10 月 31 日とする。

8 組合員から新型コロナウイルス感染症の影響により家畜共済に係る組合員負担共済掛金の払込みが困難である旨の申出があった場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 家畜共済に係る共済関係であって、当該組合員に係る最初の共済掛金期間に対する組合員負担共済掛金の払込期限（共済掛金の分割支払がされる場合にあつては、その第 1 回目の払込期限。以下この号において同じ。）が、令和 2 年 3 月 30 日から令和 2 年 9 月 29 日までの間に満了するものについては、第 68 条第 1 項（共済掛金の分割支払がされる場合にあつては、第 69 条第 3 項、第 4 項又は第 69 条の 2 第 3 項）又は第 77 条第 1 項（共済掛金の分割支払がされる場合にあつては、第 78 条第 3 項又は第 4 項）の規定にかかわらず、組合員負担共済掛金の払込期限を令和 2 年 9 月 30 日とする。

(2) 前号の共済関係（第 54 条第 2 項の規定に基づき特定の日に関済責任が始まる旨を定めている場合を除く。）に係る共済責任は、第 54 条第 1 項の規定にかかわらず、組合員との協議により、次に掲げる日から開始する。

イ 令和 2 年 3 月 30 日時点において当該共済関係が成立している場合は、同年 3 月 30 日

ロ 令和 2 年 3 月 31 日から令和 2 年 9 月 22 日までの間に当該共済関係が成立している場合は、当該共済関係が成立した日

(3) 家畜共済に係る共済関係であって、共済掛金期間が令和 2 年 3 月 16 日から令和 2 年 9 月 15 日までの間に満了するものについては、第 68 条第 4 項又は第 77 条第 4 項の規定にかかわらず、当該満了の日の翌日から令和 2 年 9 月 30 日までの期間を組合員負担共済掛金の支払の猶予期間とする。

(4) 家畜共済に係る共済関係について、令和 2 年 3 月 16 日から令和 2 年 9 月 15 日までの間に第 73 条第 2 項の増額の請求があった場合にあつては、同項の規定にかかわらず、増額する共済金額に対する共済掛金の払込期限を令和 2 年 9 月 30 日とし、当該共済金額の増額は、令和 2 年 3 月 16 日から令和 2 年 3 月 29 日までの間に請求があった場合は、同年 3 月 30 日からその効力を生ずるものとし、令和 2 年 3 月 30 日から令和 2 年 9 月 15 日までの間に請求があった場合は、当該増額の請求の日の翌日からその効力を生ずるものとする。

(5) 家畜共済に係る共済関係について、令和 2 年 3 月 16 日から令和 2 年 9 月 15 日までの間に第 81 条第 1 項の増額の申出があった場合にあつては、同条第 3 項の規定にかかわらず、増額する共済金額に対する共済掛金の払込期限を令和 2 年 9 月 30 日とする。

(6) 家畜共済に係る共済関係について、令和 2 年 3 月 16 日から同年 3 月 30 日までの間に第 11 条第 1 項（同条第 7 項において準用する場合を含む。）の承諾をした場合にあつては、譲受人に適用される共済掛金率が譲渡人に適用される共済掛金率を超えるときは、第 68 条第 5 項又第 77 条第 5 項の規定にかかわらず、組合員負担共済掛金の差額の払込期限を令和 2 年 9 月 30 日とする。

9 平成 32 年 1 月 1 日前に開始する家畜共済の共済掛金期間に係る共済関係についての変更後の第 83 条の規定の適用については、同条中「費用」とあるのは「費用（初診料を除く。）」と、「90/100」とあるのは「100/100」と、「100 分の 90



- に相当する金額」とあるのは「金額」とする。
- 10 園芸施設共済に係る共済関係であって、組合員負担共済掛金の払込期限が平成30年6月28日から同年10月30日までの間に満了するものについては、旧共済規程第121条第1項の規定にかかわらず、組合員負担共済掛金の払込期限を同年10月31日（共済責任期間を旧共済規程第118条第3項の規定により1年未満とする共済関係にあつては、同年7月31日）までとする。
- 11 前項の共済関係に係る共済責任期間は、旧共済規程第118条第1項の規定にかかわらず、組合員との協議により、次に掲げる日から1年間とする。
- (1) 平成30年6月28日時点において当該共済関係が成立している場合は、同年6月28日
- (2) 平成30年6月29日から同年10月23日までの間に当該共済関係が成立している場合は、当該共済関係が成立した日
- 12 園芸施設共済に係る共済関係であって、共済責任期間が平成30年6月29日から同年10月31日までの間に終了するものに係る組合員から、その共済責任期間の終了する日（以下この項において「終了日」という。）から同年10月31日までの間に当該園芸施設共済に係る特定園芸施設を共済目的とする園芸施設共済に係る組合員負担共済掛金の払込みを受けた場合は、旧共済規程第118条第1項及び第2項の規定にかかわらず、園芸施設共済の共済責任期間は、終了日の翌日から1年間とする。
- 13 組合員から新型コロナウイルス感染症の影響により園芸施設共済に係る組合員負担共済掛金の払込みが困難である旨の申出があつた場合の取扱いは、次のとおりとする。
- (1) 園芸施設共済に係る共済関係であって、当該組合員に係る組合員負担共済掛金の払込期限が令和2年3月30日から令和2年9月29日までの間に満了するものについては、第137条第1項の規定にかかわらず、組合員負担共済掛金の払込期限を令和2年9月30日（共済責任期間を第135条第3項の規定により1年未満とする共済関係にあつては、共済責任期間の2分の1を経過する日又は令和2年9月30日のいずれか早い日）までとする。
- (2) 前号の共済関係に係る共済責任期間は、第135条第1項の規定にかかわらず、組合員との協議により、次に掲げる日から1年間とする。
- イ 令和2年3月30日時点において当該共済関係が成立している場合は、同年3月30日
- ロ 令和2年3月31日から令和2年9月22日までの間に当該共済関係が成立している場合は、当該共済関係が成立した日
- (3) 園芸施設共済に係る共済関係であって、共済責任期間が令和2年3月31日から令和2年9月30日までの間に終了するものについて、当該組合員から、その共済責任期間の終了する日（以下この号において「終了日」という。）から令和2年9月30日までの間に当該共済関係に係る組合員負担共済掛金の払込みを受けた場合は、第135条第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該共済責任期間は、終了日の翌日から1年間とする。
- 14 平成33年3月31日までに共済責任期間（家畜共済にあつては、共済掛金期間）の満了する共済関係に係る共済掛金の無事戻しは、平成34年3月31日までの間に限り、旧共済規程の規定の例により行うことができる。
- 15 変更後の第40条、第101条、第123条及び第145条の規定は、平成34事業年度

から適用するものとし、同事業年度前の事業年度における共済金額の削減については、なお従前の例による。

附 則 (平成 30 年 10 月 5 日認可、高知県指令 30 高協指第 416 号)

- 1 この事業規程の変更は、高知県知事の認可のあった日から施行する。
- 2 変更後の附則第 4 項から第 7 項まで及び第 9 項から第 11 項までの規定は、平成 30 年 6 月 28 日から適用する。
- 3 変更後の附則第 4 項から第 7 項まで及び第 9 項から第 11 項までの規定は同年 11 月 1 日に失効する。

附 則 (平成30年12月17日認可、高知県指令30高協指第535号)

- 1 この規程の変更は、高知県知事の認可のあった日から施行する。
- 2 平成 31 年 1 月 1 日以後に共済責任が始まる家畜共済の共済関係について、この組合が組合員との協議により特定の家畜共済の共済関係について特定の日に関済責任が始まる旨を定めたときは、第 54 条の規定にかかわらず、当該共済関係に係る共済責任は、その特定の日から始まる。ただし、包括共済家畜区分に属する家畜(群単位肉豚を除く。)であって、その日以後飼養するに至ったものにあつては、その飼養するに至った時から始まる。
- 3 前項の共済関係に係る共済掛金の支払(分割支払をする場合にあつては、第 1 回目の支払)は、前項の特定の日から 2 週間以内に行ななければならない。この場合において、第 64 条第 2 項の規定を準用する。

附 則 (平成31年3月29日認可、高知県指令30高協指第769号)

- 1 この事業規程の変更は、高知県知事の認可のあった日又は平成 31 年 4 月 1 日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第 16 条第 5 項及び第 52 条の変更規定 高知県知事の認可のあった日又は平成 31 年 7 月 1 日のいずれか遅い日
  - (2) 第 130 条の変更規定 高知県知事の認可のあった日
  - (3) 第 140 条の変更規定 高知県知事の認可のあった日又は令和元年 9 月 1 日のいずれか遅い日
- 2 変更後の第 16 条第 5 項及び第 52 条の規定は、附則第 1 項第 1 号に規定する施行日以後に共済掛金期間が始まる死亡廃用共済の共済関係から適用するものとし、同日前に共済掛金期間が始まる死亡廃用共済の共済関係については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第 130 条及び第 140 条の規定は、附則第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する施行日以後に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係から適用するものとし、同日前に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年 7 月 9 日認可、高知県指令元高協指第 189 号)

この事業規程の変更は、高知県知事の認可のあった日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月 3 0 日認可、高知県指令元高協指第 624 号)

- 1 この事業規程の変更は、高知県知事の認可のあった日又は令和 2 年 4 月 1 日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 (令和2年7月9日認可、高知県指令2高協指第180号)

- 1 この規程の変更は、高知県知事の認可のあった日又は令和2年9月2日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第5条、第34条、第41条、第43条、第93条、第102条、第104条、第116条及び第126条の変更規定は、高知県知事の認可のあった日から施行し、第5節の保管中農産物補償共済に関する規定は、令和2年9月1日から施行する。
- 2 変更後の園芸施設共済に係る規定は、施行日以後に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係から適用するものとし、同日前に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係については、なお従前の例による。
- 3 第7章任意共済の第5節保管中農産物補償共済は、第6節の大規模自然災害発生時の特例の規定を準用する。また、新型コロナウイルス感染症に伴い、建物共済及び農機具共済並びに保管中農産物補償共済については、「大規模自然災害発生時の特例」を準用し、共済掛金等の払込期限の延長及び更新の申込期限等の延長を行うこととする。
- 4 この規程の附則(平成30年3月29日認可、高知県指令29高協指第678号)の変更は、高知県知事の認可のあった日から施行する。ただし、適用については、令和2年3月30日から遡及適用し、令和2年10月1日に失効することとする。

附 則 (令和2年8月31日認可、高知県指令2高協指第289号)

- 1 この規程の変更は、高知県知事の認可のあった日又は令和2年9月1日のいずれか遅い日から施行する。
- 2 この規程の附則(令和2年7月9日認可、高知県指令2高協指第180号)の変更は、高知県知事の認可のあった日又は令和2年9月1日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日認可、高知県指令2高協指第586号)

- 1 この規程の変更は、高知県知事の認可のあった日から施行し、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律(令和2年法律第16号)の施行の日(令和2年7月1日)から適用する。
- 2 適用日前にされた改正前の第2条第2項第3号、第59条第2項第2号に基づく行為については、なお従前の例による。
- 3 この規程の附則(令和2年3月30日認可、高知県指令元高協指第624号)の変更は、高知県知事の認可のあった日から施行する。

附 則 (令和3年7月12日認可、高知県指令3高協指第166号)

- 1 この規程の変更は、高知県知事の認可のあった日から施行する。
- 2 改正後の第26条の規定は令和4年産の農作物に係る農作物共済の共済関係から適用するものとし、令和3年以前の年産の農作物に係る農作物共済の共済関係については、なお従前の例による。

【事業規程附属書】

農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済  
及び任意共済共済金支払規程

第1条 この組合は、第19条の規定により、農業保険法に基づく農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済及び任意共済の共済金の適正なる支払の実施を図るため、この規程に定めるところにより共済金の支払を行う。

第2条 この組合の組合員は、農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済及び任意共済にかかる共済金の支払を受ける金融機関を組合に登録しなければならない。

2 組合員は、前項により登録した金融機関を変更しようとするときは、速やかに、その旨組合に登録しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、組合員の登録した金融機関が経営不振のため預貯金の払戻しの制限又は停止をしている場合には、組合員は、いつでも登録変更の届出を行うことができるものとし、この場合、届出のあった日の翌日からこの組合は、当該組合員の登録を変更するものとする。

第3条 この組合の組合員が前条の規定により登録する金融機関は、この組合の事業区域内及び隣接市町村の農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せ行う農業協同組合及び農業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行並びに信用金庫とする。

第4条 この組合は、第2条の規定により組合員より金融機関の登録又は登録変更の届出があったときは、遅滞なく当該金融機関に連絡しなければならない。

2 この組合は、組合員より登録のあった金融機関に当該組合員の預貯金口座のない場合は共済金の支払を行うときに当該組合員の預貯金口座を開設するよう金融機関に依頼しなければならない。

第5条 この組合は、政府から保険金の支払を受けた日から5日以内に第2条の規定により組合員の登録した金融機関の個人別預貯金口座に当該組合員に係る共済金を振り込まなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、組合員に対し現金をもって共済金の支払を行うことができる。

(1) 第2条の規定により登録した金融機関が経営不振となり、共済金の支払時に預貯金の払戻しを停止し又は制限している場合

(2) その他現金をもって共済金の支払を行うことが特に必要と認められ、これについて県知事の承認を受けている場合

2 家畜共済に付されている家畜に係る疾病又は傷害に関し指定獣医師（家畜共済に付されている家畜について診療の円滑適正を図るためにこの組合と指定獣医師契約を締結している獣医師をいう。以下同じ。）の診療を受けた場合で、組合員が当該診療に係る共済金の受領を当該指定獣医師に委任したときは、この組合は、前項の規定にかかわらず、政府から保険金の支払を受けた日から5日以内に、次項の規定により当該指定獣医師の登録した金融機関の個人別預貯金口座に当該診療に係る共済金を振り込まなければならない。ただし、前項第1号に該当する場合には、当該指定獣医師に対し現金をもって共済金の支払を行うことができる。

3 指定獣医師は前項の委任に係る共済金の支払を受ける金融機関をあらかじめ組合に登録しなければならない。

- 4 第2条第2項及び第3項、第3条並びに前条第1項の規定は前項の登録又はその変更について準用する。
  - 5 この組合は、第1項の振込後又は第2項の振込後若しくは支払後遅滞なく、第1項の規定により振込みを行う場合にあっては当該組合員に対して支払通知書を、第2項本文の規定により振込みを行う場合にあっては同項の委任を行った組合員に対して支払通知書を、同項の委任を受けた指定獣医師に対して振込通知書を、同項ただし書の規定により現金をもって支払を行う場合にあっては同項の委任を行った組合員に対して支払通知書を発行しなければならない。
- 第6条 構成員の話合い等による合意形成に基づき農業の生産行程を集落を単位として計画的に遂行している集団であってその構成員に係る農作物の販売代金その他構成員の農業生産に係る金銭の全部又は一部を一括して取り扱っている等の要件を満たすもの（以下この条において「一括支払地域集団」という。）の代表者が、毎事業年度、この組合に対し、当該一括支払地域集団の構成員（以下この条において単に「構成員」という。）である組合員を代理して当該組合員に係る共済金の全部又は一部の支払を受けることを申し込んだとき（当該共済金の全部又は一部が金融機関の当該一括支払地域集団の代表者の預貯金口座に振り込まれること（第4項ただし書の規定により支払が行われることを含む。第6項において同じ。）につき当該組合員の同意があるときに限る。）は、この組合は、当該一括支払地域集団の代表者との間に共済金の支払に関する契約を締結することができる。
- 2 この組合と前項の契約を締結した一括支払地域集団の代表者は、当該契約に係る共済金の支払を受ける金融機関を組合に登録しなければならない。
  - 3 第2条第2項及び第3項、第3条並びに第4条第1項の規定は、前項の登録又はその変更について準用する。
  - 4 この組合は、前条第1項の規定にかかわらず、政府から保険金の支払を受けた日から5日以内に、第2項の規定により登録された金融機関の一括支払地域集団の代表者の預貯金口座に第1項の契約に係る共済金を振り込まなければならない。ただし、この組合が一括支払地域集団の経理が適切に行われていないと認める場合その他特別の事情がある場合であって、構成員である組合員に対し前条第1項の規定により共済金の支払を行うときは、この限りでない。
  - 5 この組合は、前条第1項本文の規定により振込みを行う場合にあっては、当該振込後遅滞なく、第1項の同意をした組合員に対して支払通知書を、第2項の一括支払地域集団の代表者に対して振込通知書を発行し、前項ただし書の規定により現金をもって支払を行う場合にあっては当該支払後遅滞なく第1項の同意をした組合員に対して支払通知書を発行しなければならない。
  - 6 第1項の契約の締結後、構成員である組合員が当該組合員に係る共済金の全部又は一部が第2項の規定により登録された金融機関の当該一括支払地域集団の代表者の預貯金口座に振り込まれることに同意した場合には、当該同意に係る共済金は第1項の契約に係る共済金とみなして、前2項の規定を適用することができる。